

1. 認定認証業務の電子証明書の発行対象について

○課題:

自然人だけでなく、法人名や役職名等を対象とする電子証明書を発行する認証業務についても、電子署名法に基づく認定を受けられるようにできないか。

○考え方:

紙、電子の違いを問わず、署名・押印や電子署名を実際に行うことができるのは「自然人」のみであり、法令上の存在である「法人」が自ら署名・押印や電子署名を行うことはない。また、法人名や役職名等が記録された電子証明書を用いた取引の法的効果については、民法において事例に則して判断される。

したがって、電子署名の法的取扱いを明確にすることを目的とする電子署名法において、法人名や役職名等を対象とする電子証明書を発行する認証業務を、認定制度の対象とすることは考えにくいのではないか。

2. 認定認証業務の電子証明書に記載する属性情報について

○課題:

特定認証業務の認定制度においては、電子証明書に記載する氏名・住所・生年月日以外の属性についての証明は認定対象となっていないが、認定対象とすることができないか。

○考え方:

利用者の肩書や資格等の属性に対する証明の方法を含めて認定することは、市場の活動を制限しないという観点があり、かつ、実務上難しい。

したがって、肩書等の属性を証明する業務を認定認証業務に加えることは難しいのではないか。

その他の諸課題②

3. 電子署名の長期検証性の確保について

○課題:

電子署名は、対応する電子証明書の有効期間が過ぎると、通常の方法ではその有効性を検証することができなくなる。電子署名法においても、電子文書を長期保存する場合の電子署名の利用を想定し、**電子署名の長期検証性の確保について規定を置くべきではないか。**

○考え方:

電子署名法は、電子署名の法的取扱いを確立することを目的としており、これに関して必要な事項を定めるもの。電子署名をどのように利用するかについては、市場の活動を制限しないという観点からも特に規定しておらず、電子文書の長期保存に利用する場合の措置に関する規定を置くことも考えにくい。しかしながら、**電子署名をとりまく環境の整備という視点から、電子署名法の主務省は、電子署名の長期検証を可能とする各種技術の開発・標準化等を支援していくべきではないか。**

4. 認定制度の複数レベル化について

○課題:

認証業務の認定制度に、複数の認定レベルを設けることはできないか。

○考え方:

電子署名法は、我が国の情報化推進のために不可欠な基盤整備として、電子署名に署名・押印と同等の取扱いを認める必要があるということから立法されたものであり、**署名・押印と同等の効力を認めるにふさわしい措置に限って推定規定を適用することが想定されている。推定規定が適用されやすくなることを期待する本認定制度に、複数のレベルを設ける(二重底とする)ことは不適當なのではないか。**

その他の諸課題③

5. 利用者及び署名検証者による適切な電子署名の利用について

○課題:

電子署名法には、利用者及び署名検証者に対する義務的規定は存在しない。しかし、**利用者及び署名検証者による適切な電子署名の利用方法について周知する必要があるのではないか。**

○考え方:

特定認証業務利用者等への援助に関する主務大臣の努力義務を定めた**電子署名法第33条**、電子署名及び認証業務に対する国民の理解を深める活動についての国の努力義務を定めた**第34条**の観点から、**利用者、署名検証者の利便性の向上のため、適切な電子署名の利用に関する広報活動を行っていく。**

6. 認定認証業務間でのブリッジ認証局の構築について

○課題:

認定認証業務間でのブリッジ認証局(BCA※)を構築して、認定認証業務に係る電子証明書の相互運用を促進するべきではないか。

※ 各認証業務の電子証明書の失効情報等を一元的に提供し、効率的な検証を行うことができるようにする仕組み。

○考え方:

平成18年度に行った認定認証事業者へのヒアリングによると、必ずしもすべての認定認証事業者が、他事業者発行の電子証明書の相互運用を望んでいるわけではない。したがって、国の施策として認定認証業務間のBCAの構築に関与することはしないが、**認定認証事業者の自主性において民間BCAを構築することは、電子署名法は一切妨げないものである。**